

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	測量又は調査のための障害物等の伐除の認可
概 要	土地区画整理事業の施行者若しくは施行をしようとする者が、他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除する場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第72条第6項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 法第72条第1項後段の規定により市長の認可を受け、他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行う者が申請を行うこと。 2 測量又は調査するためにやむをえず伐除する必要があること。 ・他の方法によることが物理的に不可能又は困難である場合 ・他の方法によることが経済的にみて、社会通念上不可能又は困難である場合 3 伐除の対象が適切であること。 ・植物又はかき、さく等と、これらと同程度あるいはそれ以下の経済的価値及び社会的機能を有するもので、所有者又は占有者の被る損失の比較的軽微なもので、所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難な場合であること。 ※所有者と占有者がその場にいて承諾しないという場合は除きます。 5 現状を著しく損傷しないこと。 ・伐除を行っても、社会通念上現状が大きく損なわれる状態に変更されないとき ※大きな樹木を伐除したり、かき、さく等であっても、石垣、土壁、板壁等を全面的に破壊する等の作業は、現状が大きく損なわれる作業とみなします。
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備 考	